

神戸市つどいの場支援事業補助金交付要綱

令和2年2月21日 局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第3項に規定する、一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（つどいの場支援事業）に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 神戸市つどいの場支援事業補助金は、地域住民等によって自主的に運営される「つどいの場」に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「つどいの場」の充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 神戸市つどいの場支援事業補助金をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(対象者)

第3条 補助事業者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 神戸市内で「つどいの場」を実施する団体（法人格の有無は問わない）であること。任意団体の場合は代表者を定めていること。
- (2) 「つどいの場」の運営に従事するスタッフが3名以上であること。
- (3) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。
- (4) 「つどいの場」の開催場所、開催日時、参加費、連絡先、内容等についての神戸市ホームページ掲載に同意すること。
- (5) 参加費を徴収している団体であること。

(補助要件)

第4条 補助の対象となるのは、地域住民等によって自主的に運営される、身近で高齢者の誰もが自由に参加でき、運営者も参加者もともに関わる、体操、茶話会、認知症予防、趣味活動等の「つどいの場」であり、以下の各号を満たしていること。

- (1) 開催頻度は、原則、月1回以上の通年開催とする。
- (2) 1回あたりの開催時間が90分以上であること。
- (3) 補助金を受けようとする団体において「つどいの場」の開催場所を確保すること。開催場所は、神戸市内にあり、地域の集会所や空き家などの建物等で、高齢者の誰もが自由に気軽に参加できるような場所であること。開催場所が日によって変わる場合は、参加者が徒歩で継続して通うことができるような場所であること。

屋外で活動を行う場合は、事前に活動範囲を定め事業計画書に明記するとともに、高齢者の誰もが参加できるよう広く情報発信すること。また、雨天時の対応などを周知するとともに、安全管理にいっそう努めること。

- (4) つどいの場の開催時に、最低1名以上のスタッフ（従事者）が常駐すること。
- (5) 参加者は、地域の高齢者であれば誰でも参加可能とすること。

- (6) 原則として、毎回概ね5名以上の高齢者の参加が見込まれること。
- (7) 食費・趣味活動費などの実費を除く参加費は、概ね1回50円から500円以下を目安とし、実施団体により設定することができるものとする。補助申請時に、参加費を事業計画書に明記すること。また、月額・年額の設定はできるだけ避け、参加者が気軽に参加できるような料金設定とすること。
- (8) 地域住民などによって自主的に運営される、体操、茶話会、認知症予防、趣味活動等の介護予防に資する「つどいの場」であること。営利や政治的、宗教的活動を目的とするものではないこと。
- (9) 活動内容や活動状況を地域の高齢者へ広く周知すること。また、新規参加者募集のチラシを作成するなどし、積極的に地域の新規参加者を受け入れること。

(申請件数)

第5条 一つの「つどいの場」につき申請は1件までとする。なお、同一団体が同一開催場所かつ同一代表者かつ同一スタッフ（従事者）で実施する活動は1件とみなす。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該決定日の属する年度の末日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で以下の額を限度とし、実際に支出した額の範囲内で交付する。

(1) つどいの場「運営補助」

限度額：年額80,000円（開催予定回数×2,000円）

(2) つどいの場「立ち上げ応援補助」

年額10,000円。ただし、対象は、これから「つどいの場」を立ち上げる団体のみ。区社会福祉協議会等の職員からヒアリングを受け、申請が妥当と認められることを条件とする。

2 本補助金は、国、県又は市の他の補助金や委託料等が交付される場合において、当該補助金や委託料等が充当される経費には充当できないものとする。

(補助対象経費)

第8条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する「つどいの場」に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとし、開催日数・時間等により適切に按分すること。また、按分を行った場合は、按分根拠が分かるように適宜記載すること。按分方法は原則、月額÷月日数×開催日数とする。

(1) 外部から招く講師やアドバイザー等への謝礼金。

(2) 外部から招く講師やアドバイザー等の交通費。

(3) 資料等作成に伴う紙類・文房具の購入費用、「つどいの場」の広報に要するチラシ等の印刷・コピー代、アルコール消毒など概ね単価5,000円以下の物品。

(4) 資料送付に必要な切手代などの通信運搬費。

(5) 本事業を開始するにあたり加入した、補助対象期間のボランティア保険、損害賠償保険等の保険料。なお、保険料についてはこの活動に従事する者のみを対象としたもの。

(6) 会場使用料、光熱水費などの使用料・賃借料。

2 前項の規定に関わらず次の各号に該当する経費については対象としない。

(1) 食糧費

(2) 参加者用の原材料費

(3) 自宅など団体構成員の所有地にかかる会場使用料等

- (4) ボランティア等の人件費・交通費
- (5) 会場とオンラインでのハイブリット開催を行う際のオンライン通信費
- (6) 個人所有を目的とする物品の購入費用

(交付申請)

第9条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書または補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) スタッフ(従事者)名簿
- (4) 収支予算書

(交付の決定)

第10条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、その後の事情の変更により、補助金の交付を受けられなくなった場合、または受ける必要がなくなった場合は、速やかに、申請を取り下げなければならない。

(つどいの場「立ち上げ応援補助」の概算払の請求)

第12条 第7条第1項第2号つどいの場「立ち上げ応援補助」について、第10条の交付決定後、概算払することができる。補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、当該補助金に係る補助金請求書・受領委任状（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を概算払により補助事業者に支払うものとする。

3 概算払の額はつどいの場「運営補助」立ち上げ応援補助」の交付決定額を上限とする。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第3条第1項第4号に基づき、神戸市ホームページに掲載する内容に変更がある場合は、事業計画書を変更した上で、届け出るものとする。

(区社会福祉協議会及び地域包括支援センターによる活動状況の確認等)

第14条 補助事業者は、補助対象期間中に、開催場所の地域を管轄する区社会福祉協議会及び地域包

括支援センター（あんしんすこやかセンター）の職員等が、活動状況の確認及び介護予防の普及啓発を目的として行う「つどいの場」訪問に協力しなければならない。

（実績報告書の提出）

第 15 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
 - (2) 補助事業に係る収支決算書または収支決算書兼精算報告書
 - (3) 履行確認書類
 - イ. 実施状況報告書
 - ロ. 事業の実施状況がわかる書類（案内チラシ・当日プログラム・ポスター・参加者名簿等）
 - ハ. 実施状況写真（取組内容・状況が分かるもの）
- 活動場所および活動内容に関わらずロ・ハをそれぞれ 1 回分以上提出すること。

（交付額の確定及び精算）

第 16 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第 16 条第 3 項により、前項の規定による通知を省略することができる。
- 3 第 7 条第 1 項第 2 号つどいの場「立ち上げ応援補助」については、市長は、交付決定額が交付決定額より減額となった場合は、補助事業者に対して速やかに当該差額を請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の請求があった場合は、定められた納付期限内に支払わなければならない。
- （つどいの場「運営補助」の支払）

第 17 条 第 7 条第 1 項第 1 号つどいの場「運営補助」について、市長は、補助金規則第 16 条第 1 項による交付額の確定後、補助事業者へ補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（衛生管理等）

第 19 条 補助事業者は、スタッフ（従事者）の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

（秘密保持）

第 20 条 補助事業者は、スタッフ（従事者）又はスタッフ（従事者）であった者が、正当な理由がなく、補助事業において知り得た参加者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第 21 条 補助事業者は、「つどいの場」の実施において事故が発生した場合は、当該参加者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 補助事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、神戸市に報告しなければならない。

3 補助事業者は、「つどいの場」の実施において賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(帳簿等の整備)

第22条 補助事業者は、領収証・契約書等、「つどいの場」の開催実績を証する書類等を整理・保管し、本事業専用の現金出納簿等の帳簿を備え、他事業と分けて補助事業の執行に係る収支の額及び補助金の使途を記録しなければならない。また、書類については、当該年度終了後、5年間保存しなければならない。

(情報公開)

第23条 補助事業者から提出された書類等については、個人情報保護法、神戸市情報公開条例等の規定に基づき、取り扱うこととする。また、提出された書類等は原則返却しないため、補助事業者は、提出前に必ず写しを取り、保管しておかななければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、様式改正により令和3年7月1日から施行する。

(居場所づくり型一般介護予防事業要綱の廃止)

2 居場所づくり型一般介護予防事業補助金交付要綱(平成29年5月12日 局長決定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

団体住所	〒 -
団体名	
代表者名	

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

（受任者）

受任者住所	
団体名	
氏名	

（振込先口座） ※通帳の写しを添付すること

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）	
口座番号				
口座名義(カナ)				

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金（運営補助）
補助金の額	円
算出の基礎	月___回程度（3月末までに___回）開催予定のため、 2,000円×___回＝_____円 ※限度額 80,000円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・スタッフ(従事者)名簿 ・補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

補助金交付申請書兼誓約書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

団体住所

団体名

代表者名

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金（立ち上げ応援補助）
補助金の額	円
算出の基礎	神戸市つどいの場支援事業補助金交付要綱第7条第2項のとおり
添付書類	・事業計画書 ・スタッフ(従事者)名簿 ・補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

当団体は、下記事項を誓約します。

チェック欄 <input type="checkbox"/>	誓約事項 1. 当団体は、宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体ではありません。 2. 当団体が、別途提出しているスタッフ(従事者)名簿に記載のある者は、当団体に所属する者に相違ありません。
--------------------------------	--

事務処理欄

受付日	受付 <input type="checkbox"/> _____ 区社会福祉協議会
-----	---

スタッフ(従事者)名簿(共通)

- ・申請に伴う要件(3人以上)確認に必要な範囲で記入してください。
- ・役職欄に、代表者・会計担当者・事務担当者を明記してください(代表者と会計担当者の兼任はできません)。
- ・個人情報の取り扱いについて、スタッフ(従事者)全員が本名簿の提出をもって、下記事項を確認・同意したものとして取り扱います。
- ・併せて市社会福祉協議会・区社会福祉協議会への個人情報提供に同意したものとみなします。

<個人情報の取り扱いについて>

1. 個人情報の提供について

申請団体が、収集した個人情報を、神戸市つどいの場支援事業補助金の申請のため、神戸市に提供すること。
それ以外の場合について、第三者へ提供しないこと。

2. 個人情報の開示等について

申請団体に対して、収集した個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除を求めた場合には、すみやかに対応すること。
対象となる個人情報：氏名、住所、電話番号

団体名：		作成日：令和 年 月 日		
No.	役職	氏名	住所	電話番号
1	代表者		神戸市 区	
2	会計		神戸市 区	
3	事務		神戸市 区	
4			神戸市 区	
5			神戸市 区	
6			神戸市 区	
7			神戸市 区	
8			神戸市 区	
9			神戸市 区	
10			神戸市 区	

※太枠部分は必須です。

収 支 予 算 書 (運営補助)

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
「つどいの場」支援事業 補助金	(A) 円	2,000円×____回 ※限度額 80,000円
参加費	円	____円×____人×____回
その他収入	円	
計	(イ) 円	

2 支出の部

	科 目	予 算 額	摘 要
補助 対象経費	①謝礼金	円	____円×____回
	②交通費	円	____円×____回
	③備品・消耗品費	円	
	④通信運搬費	円	
	⑤保険料	円	____円×____名
	⑥使用料・賃借料	円	____円×____回
	小計	(B) 円	※ (B) ≥ (A)
補助 対象外経費	その他	円	お茶代・お菓子代 材料費など
	計	(ロ) 円	

(注1) 収支の計は、それぞれ一致する ((イ)=(ロ))。

事務処理欄

受付日	受付 <input type="checkbox"/> _____区社会福祉協議会
-----	--

収 支 予 算 書 (立ち上げ応援補助)

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
「つどいの場」支援事業 補助金	(A) 円	上限10,000円
参加費	円	___円×___人×___回
その他収入	円	
計	(イ) 円	

2 支出の部

	科 目	予 算 額	摘 要
補助 対象経費	①謝礼金	円	___円×___回
	②交通費	円	___円×___回
	③備品・消耗品費	円	
	④通信運搬費	円	
	⑤保険料	円	___円×___名
	⑥使用料・賃借料	円	___円×___回
	小計	(B) 円	※ (B) ≥ (A)
補助 対象外経費	その他	円	お茶代・お菓子代 材料費など
	計	(ロ) 円	

(注1) 収支の計は、それぞれ一致する ((イ)=(ロ))。

事務処理欄

受付日	神戸市介護保険課記入欄
-----	-------------



様式第2号

補助金交付決定通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

年 月 日付 第 号 で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。・上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。



様式第3号

補助金不交付決定通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

年 月 日付 第 号 で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助申請事業等の名称
神戸市つどいの場支援事業補助金
- 2 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

団体住所

団体名

代表者名

年 月 日付 第 号 をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金
変更の理由	
補助金の額	(円) 円
算出の基礎	
添付書類	・事業計画書(変更後) ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類(変更後)

(注) 表中、変更前の金額は上段に()書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

団体住所

団体名

代表者名

年 月 日付 第 号 をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）



様式第6号

補助金交付決定変更通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

年 月 日付 第 号 で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
交付の条件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	



様式第7号

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長

年 月 日付 第 号 で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長宛

団体住所

団体名

代表者名

年 月 日付 第 号 で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金（運営補助）	
補助事業の期間	事業開始日	令和 年 月 日
	事業完了日	令和 年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施状況がわかる書類（実績報告書又はこれに代わる書類） ・収支決算見込書 ・領収証（写し可） ・履行確認書類 	

事務処理欄

受付日	受付 <input type="checkbox"/> _____区社会福祉協議会
-----	--

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

団体住所

団体名

代表者名

年 月 日付 第 号 で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金（立ち上げ応援）	
補助事業の期間	事業開始日	令和 年 月 日
	事業完了日	令和 年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類（実績報告書又はこれに代わる書類） ・決算見込書兼精算報告書 ・領収証（写し可） ・履行確認書類	

事務処理欄

受付日	受付 <input type="checkbox"/> _____区社会福祉協議会
-----	--

実施状況報告書（共通）

	開催日	スタッフ (従事者) 数	参加者数 (人)	参加人数詳細 (人)			内容 ※該当するものを○で囲んでください
			合計	男	女	65歳 以上	
1回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
2回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
3回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
4回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
5回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
6回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
7回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
8回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
9回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
10回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
11回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
12回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
13回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
14回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
15回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
16回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
17回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会

18回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
19回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
20回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
21回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
22回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
23回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
24回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
25回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
26回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
27回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
28回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
29回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
30回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
31回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
32回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
33回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
34回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
35回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
36回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
37回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
38回	月	日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会

39回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
40回	月 日						体操()・音楽・趣味活動()・茶話会
開催回数		スタッフ (従事者) 数	合計	男	女	65歳 以上	
合計	回	人	人	人	人	人	

収 支 決 算 見 込 書 (運営補助)

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
「つどいの場」支援事業 補助金	(A) 円	2,000円×____回 ※限度額 80,000円
参加費		____円×____人×____回
その他収入		
計	(イ) 円	

2 支出の部

	科 目	決 算 額	摘 要
補助 対象経費	① 謝礼金	円	____円×____回
	② 交通費	円	____円×____回
	③ 備品・消耗品費	円	
	④ 通信運搬費	円	
	⑤ 保険料	円	____円×____名
	⑥ 使用料・賃借料	円	____円×____回
	小計	(B) 円	※ (B) ≥ (A)
補助 対象外経費	その他	円	お茶代・お菓子代 材料費など
	計	(ロ) 円	

(注1) 収支の計は、それぞれ一致する ((イ)=(ロ))。

事務処理欄

受付日	神戸市介護保険課記入欄
-----	-------------

決算見込書兼精算報告書（立ち上げ応援補助）

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
「つどいの場」支援事業 補助金	(A) 円	上限10,000円
参加費		___円×___人×___回
その他収入		
計	(イ) 円	

2 支出の部

	科 目	決 算 額	摘 要
補助 対象経費	①謝礼金	円	___円×___回
	②交通費	円	___円×___回
	③備品・消耗品費	円	
	④通信運搬費	円	
	⑤保険料	円	___円×___名
	⑥使用料・賃借料	円	___円×___回
	小計	(B)	円
補助 対象外経費	その他	円	お茶代・お菓子代 材料費など
	計	(ロ)	円

3 精算額

当初申請額 10,000 円－ (B)	円
---------------------	---

(注1) 収支の計は、それぞれ一致する ((イ)=(ロ))。



様式第9号

補助金額確定通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

年 月 日付 第 号 で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金
補助金の確定額	円
特 記 事 項	

振込先口座変更届

令和 年 月 日

神戸市長 宛

団体住所		印
団体名		
代表者名		
補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金	

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

（受任者）※代表者から振込先口座として依頼された方の情報

住 所		印
団体名		
氏 名		

（振込先口座）※受任者の振込先口座の情報

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他()			
口座番号				
口座名義(カナ)				

2. 変更後

（受任者）※代表者から振込先口座として依頼された方の情報

住 所		印
団体名		
氏 名		

（振込先口座）※受任者の振込先口座の情報

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他()			
口座番号				
口座名義(カナ)				

補助金請求書

年 月 日

神戸市長宛

（□委任者）団体住所

団体名

代表者名

電話番号

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

記

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金（立ち上げ応援）

（振込先口座） ※通帳の写しを添付すること

金融機関名	銀行	支店												
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）											
口座番号														
口座名義 (カナ)														

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、以下の受領委任状に必要事項を記載すること。

受領委任状

委任者は、以下の受任者を代理人と定め、上記の補助金に係る金額の受領を委任します。

（受任者）

住所	
氏名	



様式第12号

補助金交付決定取消通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長

年 月 日付 第 号 で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市つどいの場支援事業補助金
補助金の額	円
取消しの理由	